

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

○一定期間ごとの知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件（注）を設定。

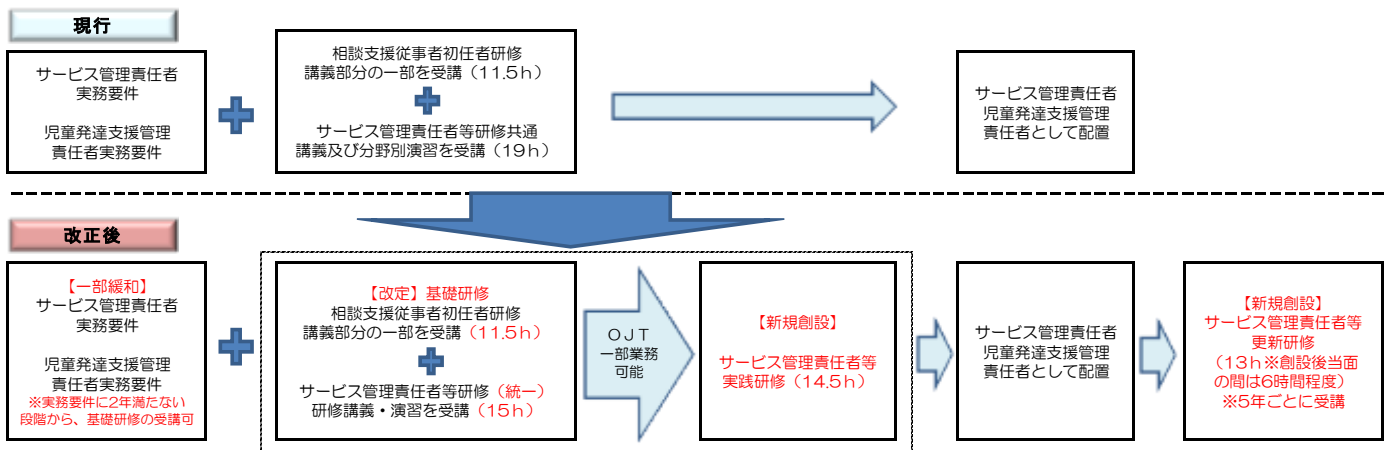
※平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。

○分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築するなどの観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。

○このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とするなどの見直しを行う。

○新体系移行後にすでに実務要件を満たす者が平成31年4月1日～平成34年3月31日までに基礎研修を修了した場合、基礎研修修了者となった日から3年間は当該実務経験者を児童発達支援管理責任者とみなす経過措置を施行する。

### 【見直しイメージ】



#### （注）一定の実務経験の要件

- ・実践研修：過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある。
- ・更新研修：①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある又は②現にサービス管理責任者として従事している（旧サービス管理責任者等研修修了者については、H36.3.31までの間はサービス管理責任者等として現に従事しているものとみなす）。

### 【要件緩和事項】

現行	見直し後
① 実務経験の一部緩和	
○直接支援業務10年	○直接支援業務8年
○実務経験を満たして研修受講 ・相談支援業務 5年 ・直接支援業務（社会福祉主事任用資格等を有する者による） 5年 ・直接支援業務（社会福祉主事任用資格等を有しない者による） 10年 ・有資格者による相談・直接支援 3年	○基礎研修は業務によって実務要件が2年に満たない段階から受講可 ・相談支援業務 5年→3年 ・直接支援業務（社会福祉主事任用資格等を有する者による） 5年→3年 ・直接支援業務（社会福祉主事任用資格等を有しない者による） 8年→6年 ・有資格者による相談・直接支援 3年→1年
② 配置時の取扱いの緩和	
○研修修了後にサービス管理責任者等として配置可	○すでにサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、基礎研修修了者は、2人目のサービス管理責任者等として配置可
○個別支援計画原案はサービス管理責任者等のみ作成可	○実務経験が2年に満たない基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可
③ 研修分野統合による緩和	
○サービス管理責任者の各分野（介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労）、児童発達支援管理責任者研修別に研修を実施 ・修了した分野のみ従事可	○全分野（児童発達支援管理責任者を含む）のカリキュラムを統一し、共通で実施 ・全分野のサービスに従事可 ・平成30年度までのサービス管理責任者等研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす